

社会保険病院等に関する専門家会議の運営について(案)

- 会議は原則として非公開とし、議事要旨を公開する。
- 資料は原則公開とし、但し、会議において特に必要があると認められた場合には非公開とすることができる。
- 委員の出席が難しい場合には、代理出席を認めることができる。
- 必要に応じ、関係者から意見を聞くことができる。
- その他、運営に関して必要な事項は、会議に諮ってその取扱いを定めるものとする。